

## 財産税(償却資産)に係る海外実態調査票

### ○調査方法

- ・本調査票の質問に対して回答(併せて送付している2014年調査の回答がその後変更となっていればその理由も回答)
- ・あわせて、当該国の財産税の具体的な評価方法を定めたもの(日本でいう「固定資産評価基準」など)を原文で収集する他、参考としたウェブサイトのURLを提示

2014年調査対象国

アメリカ(カリフォルニア州、ヴァージニア州、オレゴン州)、イギリス、韓国

### 本調査の対象とする「償却資産」について

日本においては、土地、家屋及び償却資産に対して固定資産税が課せられています。

また、固定資産税は、固定資産の所有者に対し、その所在市町村が課税しています。

日本では、「償却資産」の範囲は、税務会計上の有形減価償却資産のうち、家屋を除くものとしています。

「家屋」とは、①土地に定着する建造物で、②屋根、周壁を有し、③居住、作業、貯蔵等の用に供するものとしています。また、家屋に取り付けられた一定の設備(電気や電話の配線、水道やガスの配管等)は、家屋として課税しています。

日本では、償却資産に対する課税は、時価評価された資産価格に一定の税率を乗じることとしています。

また、償却資産の評価方法は、償却資産の取得価格から、所得課税で用いる耐用年数に応じた減価率を使用し、経過年数に応じた減価額を控除して、残価(現在価値)を求める方法としています。

本調査は、貴国の財産税制度全体の基本的な仕組みについて伺った上で、特に償却資産について、課税対象範囲や評価の基本的な仕組み、所得課税における減価償却制度との関連性等について調査し、我が国と、諸外国における償却資産に対する課税の仕組みの違いを調査するものです。

### 調査票の記入について

- ・選択肢によるものは選択肢で回答し、( )内に記入を求めるものは回答を文章で回答してください。
- ・本調査票では、まず、財産税制度全体に関する調査を行い、続けて償却資産に対する課税に関する調査を行います。

Q 1 財産税制度全体の基本的な仕組みについて

(1)-1 次に掲げる財産に対して、税を賦課する制度があるか(これらを別々に評価・課税している場合も、一体として評価・課税している場合も、各々該当があれば○を付けてください。)

- ・土地  ア ある  イ ない
- ・家屋  ア ある  イ ない
- ・償却資産  ア ある  イ ない

※償却資産について、イと回答した場合は、Q 2以降の回答は必要ありません。

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(1)-2 (1)-1で「ア ある」と回答した場合の税の名称

例：property tax(アメリカ)

Real Property Tax (固定資産税、フィリピン), such as Special Education Fund (SEF、特別教育基金), Ad Valorem Tax (従価税), and Idle Land Tax (遊休土地税).  
 [Title II Chapter 4 and 5 of the Local Government Code (LGC) of 1991]  
<https://www.officialgazette.gov.ph/1991/10/10/republic-act-no-7160/>

(2) 財産税(土地、家屋以外の償却資産)を課しているのは、どのレベルの団体が(該当する欄に○を記載し、ウの場合には欄内に具体的に記載してください。)

資産の種類 選択肢	償却資産
ア 郡・県レベル (広域的自治体)	ア
イ 市町村レベル (基礎的自治体)	イ 州、市、及びマニラ首都圏の町(パテロス町) ※減価償却は、建物およびその他の資産にのみ適用されます。
ウ その他 (具体的に)	ウ

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(3) (2)の課税団体は課税対象資産の価格をどのように求めるのか

（該当する欄に○を記載し、イ～オの場合は、欄内にその価格の決定方法を具体的に記載してください。）

資産の種類 選択肢	償却資産
ア「取得価格方式」（取得価格を基礎とした評価）	
イ「基準価格方式」（取得価格を補正したものを基礎とした評価）	
ウ「賃貸価格方式」（賃貸市場がある資産の賃貸価格を評価額とする）	
エ「市場価格方式」（取引市場がある資産の市場価格を評価額とする）	地方自治体（LGUs）は、3年に一度、市場価値表（Schedule of Market Values, SMV）を作成することが義務付けられています。固定資産税の課税のための評価と査定は、これに基づいて行われます。減価償却は、建物とその他の資産にのみ適用されます。
オ その他（具体的に）	

（※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。）

(4) (2)の課税団体は財産税（償却資産）について、税率をどのように設定しているか

ア 一定（     %）

イ 複数（最小     %（～最大     %））

<複数の場合の具体的な説明>

（例：コンピューターは◇◇%、機械装置は☆☆% など  
税率は地方条例で定められており、基本税率は1%、特別教育基金にはさらに1%が加算されます。税額は、（時価×評価額）税率＝税額として算出される。）

（※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。）

Q 2 課税対象となる償却資産について

(1)-1 財産税が課される償却資産について、その対象範囲等はどう決められているか

ア 対象となる資産が個別具体的に決められている

イ 個別具体的ではなく、課税対象となる資産の条件(範囲)を決めている

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(1)-2 上記でアの場合は具体的な資産について、イの場合は具体的な資産の条件(範囲)を挙げてください。

(1991年地方自治体法(LGC)として知られる共和国法(RA)第7160条第199項では、機械類は、以下の定義に該当する場合、固定資産税の対象となる不動産とみなされるとしています。

「機械類」とは、不動産に恒久的または一時的に取り付けられるものであるか否かを問わず、機械、設備、機械仕掛けのもの、器具、または装置を含むものである。また、特定の産業、事業、または活動のニーズを満たすために実際に直接かつ排他的に使用され、その本質と目的によって、製造、採掘、伐採、商業、工業、または農業の目的のために設計されているか、または必要な、生産、設備、付属サービス施設、移動可能なもの、不動産に永久に取り付けられていないものも含まれます。)

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

以上です。ありがとうございました。